

スペインからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年3月6日

今般、スペインにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、平成29年2月24日付けで同国からの家きん肉等の輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

- 1 輸入停止措置の対象地域
スペイン全土

- 2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(1) 及び (2) の品目のうち、平成29年1月27日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成29年1月27日までに加工、梱包まで終了していることが必要）をスペイン政府が証明しているものは除く。

- 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛

ただし、平成29年1月27日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることをスペイン政府が証明しているものは除く。